

ワークショップ形式で学ぶ『民法改正の現場対応』の羅針盤

～今のうちに知っておきたい改正のポイントと、
相談体制づくりのヒント～

《開催要領》 ※講師とご同業の方のご参加はお断りする場合がございます。※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせていただきます。

日時▶ 2019年3月8日(金) 14:00～17:00

会場▶ 企業研究会セミナールーム(東京:麹町)

《ご参加頂きたい方》

法務部門、総務部門、知的財産部門など関連部門において、契約書・約款の見直しなど民法改正に関わる業務を担当される方

講師 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
パートナー弁護士 山島達夫 氏

講師 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
パートナー弁護士 三浦悠佑 氏

講師紹介
東京大学教養学部卒業、同大学大学院法学政治学研究科修了。2005年弁護士登録。国内大手法律事務所勤務を経て、2014年より同事務所パートナー。主な取り扱い分野は、国際取引、独占禁止法、労働法、コンプライアンスなど。豊富な講師経験とプロジェクト統率力により、明快かつ実践的な方法論と対策を提示する。

講師紹介
一橋大学商学部商学科卒(国際マーケティング)。2006年弁護士登録。国内法律事務所勤務を経て13年に現在の事務所へ入所、17年より同事務所パートナー。大手国際海運企業に3年間出向し、本社及びグループ企業を対象とした独禁法コンプライアンス及び法務機能の強化プロジェクトに従事。現在はクライアント企業のコンプライアンス案件に多数従事する傍ら、SMBCコンサルティング、Business Law Journal等におけるコンプライアンス、法務強化セミナー、執筆を積極的に展開している。

《申込方法》 当会ホームページ (<https://www.bri.or.jp>) からお申し込み下さい。

企業研究会Q 検索

■受講料: 1名(税込・資料代含) ※申込書をFAXでご送信いただく際は、ご使用のFAX機の使用状況(0発信の有無など)をご確認の上、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

正会員 34,560円(本体価格 32,000円) 一般 37,800円(本体価格 35,000円)

《事業コード: 182129-0303》		民法改正の現場対応の羅針盤	
ふりがな 会社名			
住所			
TEL	FAX		
ふりがな ご氏名	所 役	属 職	
E-mail			

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

■申込・参加要領 : 当会ホームページからお申込みください。FAX、または下記担当者宛E-mailからもお申込み頂けます。

後日(開催日1週間～10日前まで)に受講票・請求書をお送り致します。

※よくあるご質問(FAQ)は当会HPにてご確認くださいませ。([TOP]→[公開セミナー]→[よくあるご質問])

※お申し込み後のキャンセルはお受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願いします。

■お申込・お問合わせ先: 企業研究会 公開セミナー事業グループ 担当/民秋・川守田 E-mail: tamiaki@bri.or.jp

TEL: 03-5215-3514 FAX: 03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 MFPR 麹町2F

……プログラム……

【開催にあたって】

民法改正の影響はこれから締結される契約だけに留まりません。通常の契約審査に加え、ひな形の修正、過去に締結された契約や、これまで契約書が作られていなかった取引まで、改正対応の相談が一度に法務に押し寄せて来るとしたら…通常の業務体制で迎え撃つことはできるでしょうか？

本セミナーでは、ワークショップを通じて、改正のみならず実務上のインパクトを概観しつつ、改正対応業務の体制づくりのヒントや、社内外のリソースの効率的な使い方など、「民法改正対応の現場を生き抜く術」を考えていきます。民法改正対応は法務の腕の見せ所。難局を制し、「できる法務」「頼れる法務」への第一歩を踏み出しましょう！

Part I. 法務担当者として押さえておきたい勘所

- ・本当に影響があるのはどの項目か? ～重要改正論点一覧
- ・いつから、どんな取引に適用があるのか? ～改正の勘所・経過措置

Part II. ワークショップ

～事業部門からこんな問い合わせがあったらどう対応しますか？

- ①「約款」を使った取引をしているのですが、何か対応しなければならないのでしょうか？
 - ・改正のポイントと対応例
 - ・改正対応の社内業務フローを考える
- ②「瑕疵担保責任」は「契約不適合責任」に文言を変更すればいいんですよね？
 - ・改正のポイントと対応例
 - ・法律事務所に外注すべきこと/すべきでないこと
- ③業務委託契約の報酬は、中途解約時も含め、これまで通り定めておけば問題ないですね？
 - ・改正のポイントと対応例
 - ・弁護士に無駄な作業をさせない“質問テクニック”

※当日は、最新動向や最新情報を盛り込むため、内容を変更する可能性がございます。

裏面もご覧下さい! 一枚のパンフレットで
2種類のセミナーをご案内しております。